



	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		5,451	行政収入	地方税		0
	物件費		0		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
	賞与・退職給与引当金繰入額		262		行政収支差額(a)-(b)=(c)		5,713
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		5,713		通常収支差額(c)+(d)=(e)		5,713
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		5,713		
備考	生活環境審査会の運営をを継続していく必要がある。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標							

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等による不良状態については、心の健康を害している方や様々な問題を抱えている方々が原因となっている場合が多く、福祉部と連携し保健師やケースワーカーなどとの協働が必要である。</li> <li>・生活環境審査会は現在開催する事案はないものの、今後本条例を施行していくために、体制の維持は必要である。そのためにも、囑託している委員との情報共有などの継続も必要である。</li> </ul>
他区の実況	<p>(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物による不良状態を規制する条例はある(ゴミ屋敷を対象にした条例は他区にもあり)</li> <li>・世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例(H28.4.1施行)</li> <li>・足立区生活環境の保全に関する条例(H25.1.1施行)</li> </ul>

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、ケースワーカーや保健師とも連携し、周辺居住環境の改善に継続的に働きかけていく。	ゴミをためこみ不良状態を招いていた案件を1件、親族を指導し解決に導いた。ケースワーカーと連携し解決した案件も1件あった。	条例の罰則等の適用で規制していくことよりも、福祉部門と連携した対応策で問題解決を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

議(要旨)況(質問)状	<p>20年3定 条例(案)を提出し、可決</p> <p>21年2定 進捗状況について質問</p>
-------------	---



	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		15,003	地方税		0	
	物件費		6,058	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		720	行政収支差額(a)-(b)=(c)		21,781	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
	行政費用合計(b)		21,781	通常収支差額(c)+(d)=(e)		21,781	
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		21,781		
備考	需用費(美化活動・路上喫煙対策消耗品等)976、役員費(都電都バス広告掲載料等)273、委託料(マナーアップ啓発業務委託等)4,809						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	環境美化推進期間の参加者数(人)	1125	1113	1,200	1,200	1,300	環境美化推進期間活動参加者数
	歩行喫煙率(職員による調査)(%)	0.1	0.21	0.08	0.08	0.05	歩行喫煙者数÷歩行者×100

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙マナーに関する区民の声は依然多く、国民の健康意識の向上や喫煙対策の認識が高まる中で、これまでの喫煙者に訴えるのみの対策に加え、決められた喫煙場所の確保とともに、啓発の強化を行う必要がある。</li> <li>・2020年のオリンピックパラリンピックに向けた、国及び都の分煙対策について注視しながら、喫煙マナー対策について検討する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 路上喫煙、ポイ捨て等に関する条例の制定 22区

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	現在行っている啓発活動を見直し、コミュニティバスのアナウンス系統拡大など、拡大できる部分について取り組む。	啓発活動を見直し、「あらかわたばこマナー」ポスター作製及び掲示、コミュニティバスへのポスター掲示及びアナウンスの系統拡大を行った。	喫煙場所の確保とともに、決められた場所での喫煙について周知徹底を行い、喫煙マナー向上に取り組む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	清潔で美しい荒川区をつくるために、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙のマナーアップに取り組むことが重要であり、今後も推進していく。

議(要)質(問)状	H16二定「歩きたばこ防止」対策(罰則規定) H20四定「荒川区まちの環境美化条例」一部改正(12月17日公布)の際罰則規定を設ける意見 H23決特「改正後3年における罰則適用の検討」
-----------	--



	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		25,147	地方税		0	
	物件費		781	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		8	使用料及び手数料		60	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		60	
	賞与・退職給与引当金繰入額		1,207	行政収支差額(a)-(b)=(c)		27,083	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
	行政費用合計(b)		27,143	通常収支差額(c)+(d)=(e)		27,083	
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		27,083		
備考	物件費において、28年度は悪臭調査委託で48万円を支出しているため、例年より多くなっている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	発生源別苦情件数	76	70	65	75	70	苦情の再度申立が無いこと(件)
	全苦情に対する完結率(%)	93	90	92	97	100	苦情の再度申立が無いこと(%)

問題点・課題	<p>最近の苦情相談では、法令の規制基準がないなど単純に規制できない内容のものが多くある。また、基準以下であっても理解してもらえないなど、対応には幅広い知識とともに説明のスキルも必要である。</p> <p>また、土壌汚染対策など多額な費用がかかるケースなどには、工場経営者に様々な事情があり、すぐに解決が図れないケースも多く、指導に工夫が必要である。同一事業場を規制対象とする、都所管の土壌汚染対策法と区所管の環境確保条例の執行上での相違点があることも問題となっている。さらに、春から夏にかけて空地の雑草について苦情が多く寄せられるが、土地の所有者が判明しないケースや、わかってても指導要綱のため強制力がなく理解してもらえないケースもある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き、東京都公害防止管理者講習会に参加し、資格を取得する。さらに、研修会や講習会に積極的に参加する。	東京都公害防止管理者1級の資格を環境課の職員が取得した。	職員の公害規制法令等の専門性を確保するため、引き続き東京都公害防止管理者1級の資格取得及び研修の充実を図る。
引き続き、工場等に対し継続的な指導を図り、問題解決に結びつける。	継続的な指導を通して、粘り強く問題解決に取り組んだ。	根拠法令に従い、未だ根本解決に至っていない事案を中心に環境改善に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

況議(要質問状)	平成25年1月建設環境委員会 解体工事現場に対する新たな基準の考え方について。
----------	---



	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		2,534	行政収入	地方税		0
	物件費		65		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
	賞与・退職給与引当金繰入額		122		行政収支差額(a)-(b)=(c)		2,721
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		2,721		通常収支差額(c)+(d)=(e)		2,721
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		2,721		
備考	光化学スモッグやPM2.5など今後も改善が必要な大気汚染を関する必要がある業務である。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	環境基準達成状況(南千住局) (光化学オキシダントOx)	0	0	0	0	1	0:環境基準未達成 1:環境基準達成
	東京都実施VOC排出量削減対策事業の事業者への周知件数	10	20	30	30	30	都が実施するセミナー、アドバイザー派遣等の排出量削減対策事業
	低公害車導入率(%)	96.6	96.4	96.4	96.4	100	区が管理、保有する低公害車の導入率

問題点・課題	<p>・大気汚染物質の光化学オキシダントは、都内全測定局で環境基準が達成されていない。光化学オキシダントの主要な原因物質の一つとして、工場等の固定排出源から排出される揮発性有機化合物(VOC)が挙げられる。東京オリンピックに向けて、光化学スモッグ注意報の発令なしは重要課題となっている。</p> <p>・自動車の排出ガス抑制については、国や九都府市の規制により一定の効果を上げてきている。より良い大気環境を目指すために一層の低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。</p> <p>・PM2.5(微小粒子状物質)の濃度について、関東近県での局地的な濃度上昇や中国での健康被害に関する各種報道等により生じる区民の不安に対応するため、正確な情報提供を行う必要がある。</p>						
他区の実況	<p>(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p> <p>・区独自の大気汚染常時監視局設置 実施 19 区 未実施 3 区 荒川区は実施なし(H9年度廃止)</p> <p>・粉じん中の重金属調査 実施 6 区 未実施 16 区 荒川区は実施なし(H26年度廃止)</p> <p>・酸性雨調査 実施 5 区 未実施 17 区 荒川区は実施</p>						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、ホームページ等を使用し、区民に周知を図っていく。	雨天時を除き、毎日庁舎の屋上で眺望調査を行い、ホームページ等で公表した。光化学スモッグ注意報も適切に周知した。	引き続き、PM2.5及び光化学スモッグについては、ホームページやツイッターなどを利用し、継続的に周知を行う。
	引き続き、継続的な周知を実施していく。	環境課の窓口で、VOC取扱量の多い事業者に対し、資料配布及び講習会参加の周知を行った。	塗装・印刷・どらいクリーニングなどの事業者に対し、東京都の排出抑制事業の活用を促していく。
	引き続き、継続的に実施する。	庁有車の低公害車の導入状況調査を実施し、新型低公害車の情報収集等を行った。	今後とも、水素自動車等の導入の情報を集め、庁有車の更なる低公害化を促進していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	国・都の対策や科学的知見について情報収集を続け、区民へ情報提供を図る。

議(要旨)状	・H19三定 都内の大気測定局数について
--------	----------------------





	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		1,894	行政収入	地方税		0
	物件費		225		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
	賞与・退職給与引当金繰入額		91		行政収支差額(a)-(b)=(c)		2,210
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		2,210		通常収支差額(c)+(d)=(e)		2,210
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		2,210		
備考	隅田川水系沿岸9区で連絡協議会を持ち、荒川区としても必要不可欠な調査等の業務である。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	尾竹橋での生物化学的酸素要求量(BOD)75%水質値	2.7	2.2	3.8	3.0	2.0	環境基準5.0以下(mg/?)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>隅田川の水質改善実績の周知などを通じ、区民等に川に関心を持ってもらうことで、環境に配慮した行動につなげていく必要がある。</li> <li>隅田川水系浄化対策連絡協議会は隅田川水質改善に伴い要請行動は平成16年度より行っていないが、9区合同水質調査等で各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。</li> <li>水質異常事故(魚の浮上、色相の異常等)発生の際の簡易的な水質調査実施方法について、確実な技術継承を図る必要がある。</li> </ul>
他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区) 河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施 ・未実施の区(文京区、渋谷区、豊島区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、快適な荒川区の水辺環境を創出すべく、隅田川の水質浄化の確認と区民への親しみのアピールを行っていく。	隅田川の水質調査結果をホームページや冊子(荒川区の環境)などで紹介した。	区のツイッターやフェイスブックなどを通じ、画像つき短文で気軽な情報発信を行い、川への関心を得る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

況議(要質問状)	
----------	--



	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		4,294	地方税		0	
	物件費		522	国庫支出金		0	
	維持補修費		0	都支出金		0	
	扶助費		0	分担金及び負担金		0	
	補助費等		6	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		206	行政収支差額(a)-(b)=(c)		5,028	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		5,028	通常収支差額(c)+(d)=(e)		5,028		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		5,028		
備考	国と都に報告が義務付けられている、必要不可欠な業務である。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	道路交通騒音環境基準達成状況(昼)	4	4	4	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数
	道路交通騒音環境基準達成状況(夜)	3	3	4	4	7	調査地点7地点のうち環境基準を達成した地点数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通騒音振動については、国道や都道などで環境基準を超過する事例があるものの、公共交通の確保の観点から、直ちに大幅な改善をすることが困難である。自動車や舗装などの発生源対策やモーダルシフトなどの運輸施策など、国や都の施策について、情報収集を継続的に行う必要がある。</li> <li>・在来線の騒音については沿線住民からの要望も踏まえ、必要に応じ騒音測定を行い、鉄道事業者への働きかけを行っていく。</li> </ul>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	自動車騒音の常時監視 実施 22 区
	道路交通騒音・振動調査 実施 22 区
	鉄道騒音・振動調査 実施 10 区 未実施 12 区

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き道路交通騒音振動調査を継続し、環境基準の適否の確認し公表していく。	継続的に実施し、環境基準および要請限度の適否を確認した。	道路交通騒音調査および自動車騒音常時監視業務を継続的に実施するとともに、区民への情報提供を行う。
鉄道騒音は規制すべき基準がないが、生活環境が脅かされている場合等必要な場合は適切な調査や申し入れ等を行う。	28年度においては調査を実施するに至る事例は無かったが、区民等からの相談に適切に対応した。	鉄道の運用状況等、生活環境への影響の有無について情報収集を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	区民の生活環境を守る基礎資料として必要であること、法定受託事務の確実な実施が必要であるため、継続していく。

議(要旨)状	H26.9(本会議) 鉄道沿線住民への対応について
--------	---------------------------

# 事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特殊有害物質処分		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山形	
			担当者名	金田	内線	485	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-12-01	特殊有害物質処分費					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法			
終期設定	有 無	39年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	04	まちの美化の推進				
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。						
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物						
内容	<p>特別措置法の概略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物の処理計画の策定</li> <li>・ PCB廃棄物の処分期限が平成39年3月31日まで延長された。</li> <li>・ 国のPCB廃棄物処理基本計画(平成26年6月)等により、PCB廃棄物の処理期限が、高濃度PCB含有のトランス・コンデンサ等は平成35年3月31日、安定器等・汚染物は平成36年3月31日、低濃度PCB廃棄物は平成39年3月31日に定められた。</li> </ul> <p>区のPCB廃棄物の処分は、高濃度高圧コンデンサについては、処理施設の事故等により処理予定が変更されたが、平成20、21年度にそれぞれ17台ずつ処分、平22年度に2台を処分し、荒川区で保管していた高圧コンデンサに関しては、平成27年度に新たに発見した2台以外は全て完了した。平成27年1月時点での区で保管しているPCB廃棄物は、微量PCB含有トランス等20台（使用中のトランス及び清りに存在するものを含む）、安定器：ドラム缶17缶、ペール缶2缶（合計約6トン）</p>						
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20～22年度 高圧コンデンサ36台を処分</p> <p>平成23年度 微量PCB廃棄物が5台、新たに発見された</p> <p>平成24～27年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析</p> <p>平成27年度 区の各施設で保管してある安定器を1か所の施設（旧道灌山中学校）に収集</p> <p>平成28年度 高濃度PCB廃棄物（安定器）を仕分減量化を図り処理施設への搬入荷姿登録完了</p> <p>平成29年度 高濃度PCB廃棄物（安定器6トン）処分、高濃度PCB廃棄物（コンデンサ2台）及び汚染物（金属容器）処分、低濃度PCB廃棄物（トランス13基等）処分、PCB含有老朽化照明器具調査（残存PCB安定器図面調査）委託実施</p>						
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>微量PCB汚染廃棄物は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。微量PCB汚染廃棄物を処理可能な認定施設が東京近郊にでき次第、処理を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		174	931	1,368	1,125	94	2,442	174,114
決算額（29年度は見込み）		100	931	911	1,030	0	2,005	174,114
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	高濃度PCB廃棄物処分件数	0	0	0	0	0		

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			役務費	登録料	169	賃金	高濃度PCB廃棄物等運搬	661
			委託料	安定器の仕分荷姿委託等	1,836	役務費	高濃度PCB(安定器)処分費	1,884
						委託料	高濃度PCB(コペンサ等)処分費	171,569
							低濃度PCB(トランス等)処分費	

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		4,643	行政収入	地方税		0
	物件費		2,005		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
	賞与・退職給与引当金繰入額		223		行政収支差額(a)-(b)=(c)		6,871
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		6,871		通常収支差額(c)+(d)=(e)		6,871
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		6,871		
備考							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	P C B 廃棄物の区保管量 (kg)	7,900	7,900	6,900	2,500	0	P C B 廃棄物の保管全量を、全て処分する。

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定器の処分方法が確立されていなかったため、当分の間、適切に保管しなければならなかったが、平成35年度までに処分する必要が生じている。</li> <li>高濃度P C B 廃棄物(安定器)は約7トンあったところ、28年度に無害物との仕分けをした結果約6トンまで減量し荷姿登録を完了させた。29年度は処理施設である北海道J E S C Oまで確実に搬入し、処分を実施する必要がある。</li> <li>照明器具が未改修の施設において、PCB使用蛍光灯安定器が使用中の可能性がある。機器を計画的に更新し処分を行うよう、全庁的な処分計画を構築する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	<p>(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)</p> <p>他区においても同様に、高濃度P C B 廃棄物(安定器)を北海道J E S C Oへ搬入荷姿登録し、処分していく準備を進めている状況である。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	高濃度PCBの仕分けをし減量に取り組む、荷姿登録をする。P C B 廃棄物の具体的な処分計画を作成する。	北海道の処理施設への搬入に必要な準備(仕分け及び搬入荷姿登録)を完了させた。	処分可能段階である高濃度・低濃度P C B 廃棄物を各処分施設へ、特別管理産業廃棄物としての確実な搬入および処分を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	P C B の特別措置法に基づき、適切に管理し、処分を行う。

議(要旨)状況	
---------	--